

貨物自動車運送事業者数及び車両数

平成30年3月31日現在

支局別	区分	一 般								特 定		合 計		貨物軽自動車 運 送 事 業 (軽霊枢含む)
		一 般		(特別積合せ)		霊 枢		計		管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	
	事業者数	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他					
新 潟	事業者数	719	180	7	17	101	0	820	180	3	2	823	182	1,983 0
	車両数	17,443	4,116	550	235	377	0	17,820	4,116	9	23	17,829	4,139	3,591 0
長 野	事業者数	633	183	9	19	84	3	717	186	3	2	720	188	2,874 (5)
	車両数	13,028	4,935	169	226	222	8	13,250	4,943	20	16	13,270	4,959	4,929 (7)
富 山	事業者数	613	115	3	24	45	1	658	116	11	0	669	116	1,143 0
	車両数	11,003	2,643	116	121	172	9	11,175	2,652	32	0	11,207	2,652	1,674 0
石 川	事業者数	732	121	2	15	49	2	781	123	12	4	793	127	1,357 0
	車両数	10,435	3,132	36	163	178	19	10,613	3,151	75	36	10,688	3,187	2,261 0
合 計	事業者数	2,697	599	21	75	279	6	2,976	605	29	8	3,005	613	7,357 (5)
	車両数	51,909	14,826	871	745	949	36	52,858	14,862	136	75	52,994	14,937	12,455 (7)

(注)1. 「管内」欄には、当該運輸支局管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上した。

2. 「その他」欄には、当該運輸支局管外に主たる事務所を有する事業者が当該運輸支局管内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数及び車両数を計上した。

3. 「特別積合せ」欄の事業者数及び車両数は、一般の欄の内数とし、車両数については運行車数を計上した。

4. 「霊枢」欄の事業者数には、霊枢事業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊枢自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊枢」欄に計上する。

5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄には、軽霊枢自動車を保有する事業者数及び車両数を内数として()書きで表示した。